

大阪経済法科大学学業奨励奨学金規程

(1996年10月14日制定)

改正 1999年1月18日 2005年11月16日

(名称)

第1条 本学に大阪経済法科大学学業奨励奨学金(以下「奨学金」という。)を設ける。

(目的)

第2条 この奨学金は、本学学生で特に優秀な者に対し、奨学金の援助を行うことにより、学業の奨励に資することを目的とする。

(種類)

第3条 この奨学金は、経済学部奨学金、法学部奨学金、海外留学奨学金及び資格取得奨学金の4種類とする。

2 前項の海外留学奨学金に、交換留学奨学金、認定留学奨学金及び特定留学奨学金を設ける。

(資格)

第4条 奨学金を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 経済学部奨学金を受けることのできる者は、経済学部に所属する2年生以上で、学力・人物ともにすぐれ、学業において特に優秀な成績を修めた者とする。
- (2) 法学部奨学金を受けることのできる者は、法学部に所属する2年生以上で、学力・人物ともにすぐれ、学業において特に優秀な成績を修めた者とする。
- (3) 海外留学奨学金を受けることのできる者は、大阪経済法科大学学生留学規定により留学を行う者で、語学堪能な者とする。この場合において、交換留学奨学金及び認定留学奨学金を受けることのできる者は6カ月以上の海外留学を行う者とし、特定留学奨学金を受けることのできる者は協定留学プログラムによる留学を行う者とする。
- (4) 資格取得奨学金を受けることのできる者は、難易度の高い国家資格取得をめざす者で、一定の学力水準に達した者とする。

(金額及び期間)

第5条 奨学金の金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 経済学部奨学金は、年額金20万円を上限として給付するものとし、期間は当該年度限りとする。この場合において、次年度以降も再度給付することを妨げない。
- (2) 法学部奨学金は、年額金20万円を上限として給付するものとし、期間は当該年度限りとする。この場合において、次年度以降も再度給付することを妨げない。
- (3) 海外留学奨学金のうち、交換留学奨学金及び認定留学奨学金は当該留学費用の一部として金30万円を給付するものとし、特定留学奨学金は留学先大学の授業料の全学相当額を上限として給付するものとする。
- (4) 資格取得奨学金は、別表に掲げる区分に応じて年額金10万円から30万円を給付するものとし、期間は当該年度限りとする。

(申請)

第6条 奨学金を受けようとする者は、所定の書類を学生課を通じて、学長に提出しなければならない。

(委員会)

第7条 奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審議するため、奨学金委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は次の者をもって構成し、学生部長が委員長となる。

- (1) 学生部長
- (2) 経済学部長、法学部長及び教養部長
- (3) 事務局長
- (4) 教務部長
- (5) 国際部長
- (6) エクステンションセンター長
- (7) 庶務課長
- (8) 会計課長
- (9) 教務課長
- (10) 学生課長

3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。議長に事故あるときは年長の学部長が議長の職務を行う。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その過半数の同意により議決する。

5 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
(選考及び決定)

第8条 奨学生は、委員会の選考を経て、学長が決定する。

(取り消し)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、学長は奨学金の決定を取り消す。

- (1) 停学又は退学の処分を受けたとき
- (2) 休学又は退学したとき。ただし、海外留学による休学の場合を除く。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。

2 奨学生が次の各号の一に該当するときは、学長は奨学金の決定を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (2) 奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

3 前2項により奨学金の決定を取り消された者は、給付された金額をただちに返還しなければならない。

(所管)

第10条 この規程に基づく奨学金に関する事務は、学生部学生課が所管する。

(細則)

第11条 この規程の実施について必要な事項は、細則で定める。
(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学会議においてこれを行う。

附則

この規程は、1997年4月1日から実施する。

附則

この規程は、1999年4月1日から実施する。

附則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

別表

	資格取得奨学金受給資格	給付額
ア	公認会計士試験合格者	30万円
イ	司法書士試験最終合格者	30万円
ウ	税理士試験の試験科目5科目のうち「簿記論」「財務諸表論」の2科目に合格した者。ただし、いずれか一方の科目に前年度以前に合格した者を含む。	15万円
エ	行政書士試験最終合格者	10万円
オ	社会保険労務士試験最終合格者	10万円
カ	日商簿記検定試験1級合格者	10万円
キ	応用情報技術者試験合格者	10万円
ク	実用英語技能検定準1級以上合格者	10万円
ケ	TOEIC®スコア730点以上の者	10万円